

旭川市報道依頼

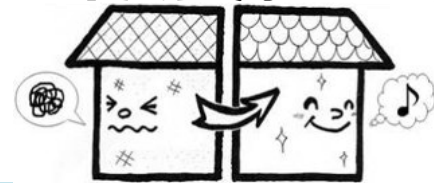
各報道機関 様

発表日	平成 31 年 3 月 29 日
発信課 担当者	建築部建築総務課住宅政策係 本地
連絡先	電 話 (内)5742 (直)25-9708
	F A X 25-9788
	E-mail kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	A 省エネ 第 1 期 4 月 22 日 (月) ~ 5 月 13 日 (月) 第 2 期 7 月 1 日 (月) ~ 7 月 12 日 (金) B 性能維持・向上 4 月 22 日 (月) ~ 5 月 13 日 (月)
発表項目	2019 年度 旭川市住宅改修補助金の募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	旭川市では、安心して長く住み続けられる住まいづくりを考えて住宅の省エネルギー化や性能維持・向上工事の改修を行う場合に、その費用の一部を補助しています。 2018 度は、募集枠を超える申し込みがあったため抽選により交付者を決定しており、市民や建築関連事業者からの反響が大きい制度となっております。 つきましては、より多くの市民の皆様に本制度を知っていただきたいため、広く報道して下さるようお願い申し上げます。 なお、補助金の申請には、工事見積書等の申請書類を御用意いただくために時間を要します。このため申請の受付までの広報が重要と考えておりますので、4 月 1 日から 4 月 21 日までの期間での掲載について重ねての御配慮をお願いいたします。 1 対 象 旭川市内の住宅（建築後 10 年以上経過していること） 申請される方が旭川市税を完納されている方 2 対象工事 A 省エネルギー化工事 B 性能維持・向上工事 ※要介護(要支援)認定者や、障害者等が住む住宅でバリアフリー化工事を行う場合は、対象外になることがあります。 ※既に契約や着工している工事は対象になりません 3 補 助 額 A 対象工事費の 1/3 で上限 10 万円 (対象工事費 30 万円(トイレを含む場合 10 万円)以上で申請可能) B 対象工事費の 1/10 で上限 10 万円(対象工事費 10 万円以上で申請可能) 4 募集予算枠 A 1 期:1,000 万円 2 期:1,000 万円 B 1,800 万円 ※詳細については、別添のパフレットを御覧ください。 5 申請受付期間 上記参照 6 申請書配布・受付・問い合わせ 旭川市 6 条通 10 丁目旭川市第三庁舎 4 階 建築部建築総務課 TEL 25-9708
添付資料	有 ●2019 年度 旭川市住宅改修補助制度の御案内(パフレット)
報道(取材)に当た ったのお願い	
備 考	

2019年度 旭川市住宅改修補助制度の御案内

安心して長く住み続けられる住まいづくりを考えて住宅の省エネルギー化や性能維持・向上の改修を行う場合に、その費用の一部を補助します。



対象者 対象住宅

- ◆ 旭川市内にある建築後10年以上経過した住宅であること
- ◆ 申請者が居住している住宅であること
- ◆ 申請者が旭川市税を完納していること

※ 過去に本市の住宅改修補助制度を利用した場合や、今年度本市の「やさしさ住宅補助制度」や「住宅雪対策補助制度」を利用する場合は利用できません。
※ 空き家・別荘・公営住宅・高齢者等施設は対象外です。その他詳細はQ&Aを御確認ください

対象工事

A 省エネルギー化工事（開口部などの断熱や省エネタイプの浴室・トイレへの改修）

B 性能維持・向上工事（屋根や外壁、内部の改修工事など）

- ※ A・Bどちらも補助対象工事費が30万円以上の工事から申込みできます。
- ※ Aでトイレを含む場合は10万円以上の工事から申込みできます。

※ 対象工事の詳細については「旭川市住宅改修補助対象工事基準」を御覧ください。
※ 補助金交付決定後に、市内に営業所等を置く施工業者と工事請負契約する工事が対象です。
※ 下に該当する工事は対象になりません。
・すでに工事請負契約や着手・完了している工事
・国や北海道などで実施する補助制度を利用する場合、その制度で補助を受ける工事
・対象となる住宅に次の①～③に該当する方が住んでいる場合、①～③それぞれの事業の支給対象工事
① 要支援・要介護認定者 [担当：介護保険課]
② 重度身体障がい者(下肢又は体幹機能障害3級以上の方) [担当：障害福祉課]
③ 難病患者(対象疾患による障がいがある方) [担当：障害福祉課]

補助金額

A 省エネルギー化工事 補助対象工事費の1/3で上限10万円（千円未満切捨）

B 性能維持・向上工事 補助対象工事費の1/10で上限10万円（千円未満切捨）

募集内容

【受付期間】第1期：A 2019年4月22日（月）～5月13日（月）

【受付期間】第1期 B 2019年4月22日（月）～5月13日（月）

※A省エネのみ 第2期：A 2019年7月 1日（月）～7月12日（金）

【募集予算額】第1期：A 1,000万円 【抽選日】5月16日（木）

【募集予算額】第1期 B 1,800万円※1期のみ 5月17日（金）

※A省エネのみ 第2期：A 1,000万円 7月18日（木）

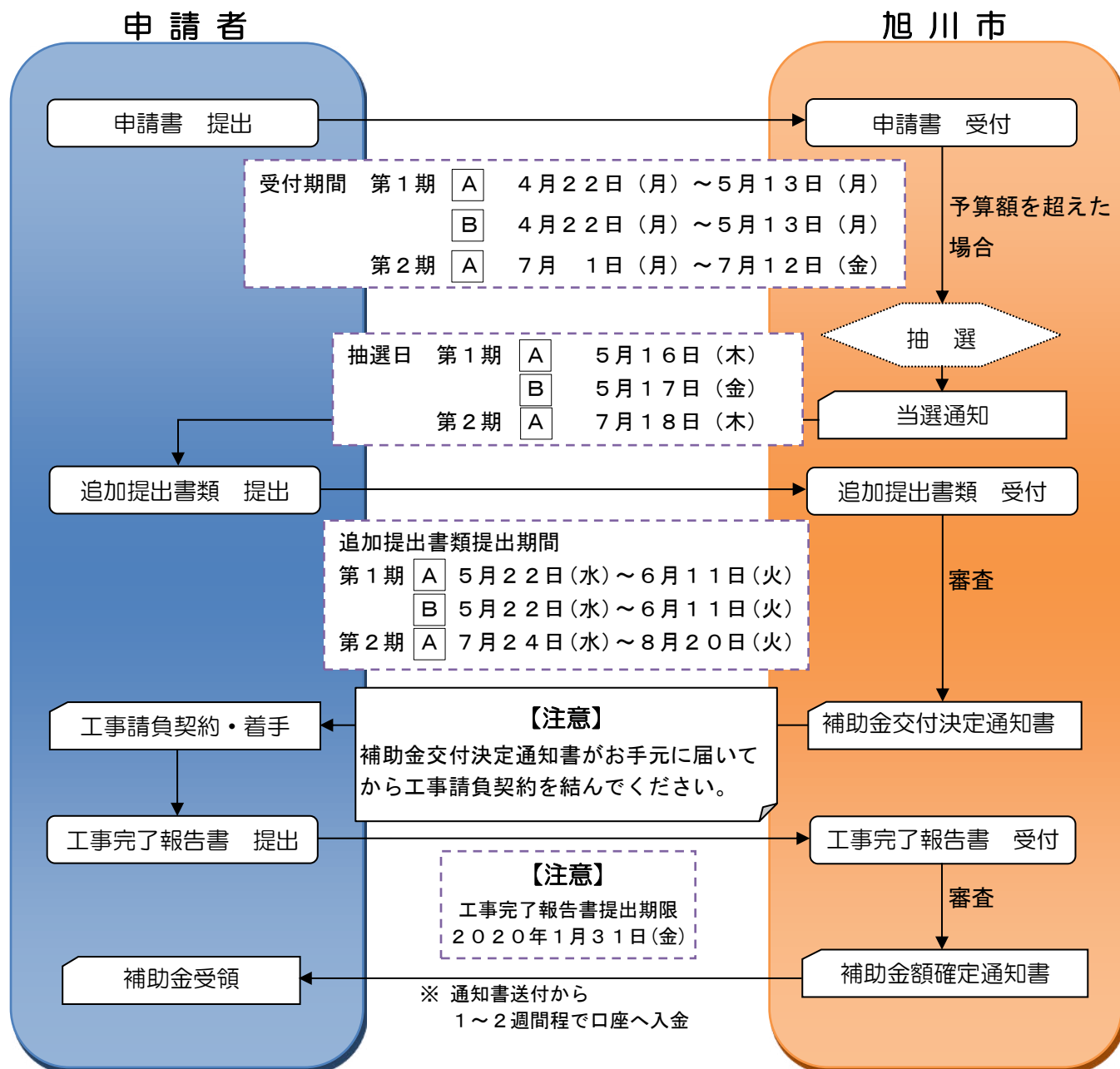
※受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。

※ 第1期Aの受付で予算額を超えなかった場合は、残った予算を第2期Aの予算に上乗せします。
※ Bと第2期Aの受付で予算額を超えなかった場合は、12月13日（金）まで先着順で受け付けします。
※ 郵送での申請は受け付けておりませんので御注意ください。

申請窓口・お問合せ先

旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 住宅政策係 ☎ (0166) 25-9708

申請から補助金の支払いまでの手続の流れ



申請にあたっての注意事項

- 抽選等により当選となった方は、追加提出書類を定められた期間中に提出してください。
必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。
- 分譲マンション専有部分の場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめ御自身でコピーをお取りください。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。**
- 変更申請書や工事完了報告書には、補助金交付申請書に使用した印鑑と同じ印鑑で押印してください。
- 一定の要件を満たす改修工事を行う場合は、税の優遇措置を受けられる場合がありますので、詳しくは次の担当へお問い合わせください。

（担当）固定資産税～旭川市資産税課へ（工事完了後3か月以内の申込みが必要）

所得税・贈与税～税務署へ



手続に必要な書類（補助金申請時、抽選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類

①補助金交付申請書	所定の用紙（様式第1号）
②工事見積書（原本）	市内に営業所等を置く施工業者が作成・押印した見積書
③アンケート	旭川市住宅改修補助制度アンケート用紙

当選後に必要な書類（追加提出書類）※当選後、提出期間内に速やかに提出してください。

①付近見取図	工事を行う住宅の場所が分かる地図等
②現状写真	工事箇所を写した写真（おおむね3か月以内）
③工事図面	工事箇所や使用する材料の内容・寸法等が分かる図面
④製品規格・仕様等の資料	使用する材料の仕様や性能が分かるカタログなど
⑤申請者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、おおむね3か月以内のもの）

完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：2020年1月31日（金）

①工事完了報告書	補助金交付決定通知書に同封する所定の用紙（様式第10号）
②完了写真	※ 申請時に撮影できなかった部分（屋根面など）や 隠ぺい部分（断熱材など工事後に見えなくなる部分）がある場合は、 工事着手前や工事中の写真も必要となります。
③工事請負契約書の写し	※ 契約日は補助金交付決定通知書の日付以降となります。
④支払を証明する書類の写し	領収書や振込票などの写し ※ 支払いが複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤補助金請求書	補助金交付決定通知書に同封する所定の用紙（様式第12号）
※製品の出荷証明書又は納品書等 （省エネルギー化工事を含む場合）	メーカー等が作成・押印した使用材料の仕様や性能が確認できるもの で、納品先(工事をした住宅の住所と申請者名)が明記されたもの

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※ 申請時や完了時の審査で現地を確認させていただく場合がありますので御協力願います。

※ 申請書は建築総務課や各支所、地区センター等で配布しています。また、ホームページからもダウンロードできますので御利用ください。

旭川市住宅改修補助対象工事基準

省エネルギー化工事 (改修後の性能が既存より向上するものに限る)	開口部の断熱改修工事 ※別表 3 参照
	1 内窓の新設又は交換
	2 外窓の交換
	3 ガラスの交換
	4 玄関ドアの交換
	- 分譲マンションは専有部分、共同住宅は住戸部分のみ対象 - 改修後の対象部位の熱貫流率※が、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅の省エネルギー基準(平成11年基準)(以下「省エネ基準」という。)に適合すること(別表3) ※開口部における熱貫流率$2.33\text{W/m}^2\cdot\text{K}$以下、その他別表3による ※熱貫流率：熱の伝えやすさを表す数値で、数値が小さいほど性能が良いことになります。 - 各メーカーのカタログ等で御確認ください。 - 壁等の造作により改修後の開口部の面積が、既存の開口部の面積の1/2以下となる場合の造作分は断熱性能が省エネ基準に適合する場合のみ対象
	床、屋根又は天井、基礎・外壁の断熱改修工事 ※別表 1・2 参照
	5 床の断熱改修
	6 屋根又は天井の断熱改修
	7 基礎・外壁の断熱改修
	- 一戸建住宅で外気に接する部分のみ対象 - 改修後の対象部位の熱抵抗値※が、省エネ基準に規定する熱抵抗値以上とすること(別表1・2) ※熱抵抗値：熱の伝えやすさを表す数値で、数値が大きいほど性能が良いことになります。 - 熱抵抗値：断熱材の種類と熱伝導率は別表1のとおりです。
	浴室・トイレの改良 ※別表 4 参照
	8 高断熱浴槽を備えた浴室への改修
	9 節水型トイレへの改修
	- 改修後の対象部位の性能が別表4に該当するものであること - 新たに設置するものやトイレの水洗化、浄化槽に関する工事は対象外

性能維持・向上工事	屋根・外壁の改修
	10 屋根の改修(防水改修、葺き替え、塗替え、二重化等)
	11 外壁の改修(張替え、塗替え、モルタル補修等)
	内部の改修
	12 床(畳を含む)、内壁、天井の改修
	13 建具の新設、改修
	- 屋根や外壁、内装改修の附帯工事で外気に接する部分の断熱材の入替え(軽微なものを除く)や外窓、ドアの交換を行う場合は、省エネ基準に適合するもののみ対象 - キッチン、厨房機器、洗面台、給湯器、ボイラー、家電製品、暖房機器、照明器具その他これらに類するものは対象外

共通	14 上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事 (例) ・ 諸経費 ・ 養生、整理清掃その他工事に必要な仮設工事 ・ ユニットバス、便器等の取替えに伴う電気、給排水、換気工事 ・ 対象工事に直接関係する撤去、下地、復旧工事
	15 その他上記に類するものと市長が認めた工事

- ・ 省エネルギー化工事は既存の性能を向上させる必要があります。単なる修理・交換は対象外です。
- ・ 新築、改築、空き家は対象外です。
- ・ 過去10年以内に本補助制度や住宅雪対策補助制度、やさしさ住宅補助制度で補助金の交付を受けて工事をした部分は対象外です。
- ・ 各種調査費、申請手続代行費、住設設備延長保証料、収入印紙代などは対象外です。
- ・ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

別表 1 断熱材の種類と熱伝導率

断熱材の種類		断熱材のランク(熱伝導率λ (W/m・K))						
		A-1	A-2	B	C	D	E	F
		0.052～0.051	0.050～0.046	0.045～0.041	0.040～0.035	0.034～0.029	0.028～0.023	0.022以下
無機繊維系	吹込み用グラスウール	施工密度13K,18K			30K, 35K相当			
	住宅用グラスウール		10K相当	16K, 20K相当	24K, 32K相当			
	高性能グラスウール				16K, 24K, 32K相当	40K, 48K相当		
	住宅用ロックウール				マット,フェルト,ボード			
	吹込み用ロックウール		25K		65K相当			
木質繊維系	タタミボード	15mm						
	A級インシュレーションボード	9mm						
	シーリングボード	9mm						
	吹込用セルローズファイバー				25K,45K,55K			
発泡プラスチック系	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板			保温板4号	1号,2号,3号	特号		
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板				1種	2種	3種	
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム				A種3	A種1,A種2		
	A種ポリエチレンフォーム保温板			1種1号,1種2号	2種	3種		
	A種硬質ウレタンフォーム保温板					1種	2種1号, 2種2号, 2種3号, 2種4号	
	A種フェノールフォーム保温板				2種1号, 3種1号, 3種2号	2種2号	2種3号	1種1号, 1種2号

別表 2 屋根・天井, 壁, 床の熱抵抗値・断熱材の必要厚さ

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗値	断熱材の厚さ (単位:ミリメートル)						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
木造	充填断熱工法	屋根または天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	75
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
枠組壁工法	充填断熱工法	屋根または天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
木造、 枠組壁工法 または 鉄骨造	外張断熱工法 または 内張断熱工法	屋根または天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分								
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
鉄筋コン クリート 造等	内断熱工法	屋根または天井		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
	外断熱工法	屋根または天井		3.0	160	150	135	120	105	85	70
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
			その他の部分								
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

熱抵抗値R (㎡・K/W) = 断熱材の厚さd (m) ÷ 断熱材の熱伝導率λ (W/m・K) ※厚さの単位をmに換算すること

※充填断熱と付加断熱を併用する場合は, 外張断熱の熱抵抗値を充填断熱の熱抵抗値に加えたうえで, 充填断熱の熱抵抗値とみなし評価します。

別表3 開口部断熱工事に対する建具の種類

形態区分	建具の仕様		ガラス中央部の熱還流率 (W/m ² K)
窓または引き戸	ア	三重 (材質は問わない)	1.91以下
	イ	二重 (材質は問わない)	1.51以下
	ウ	二重 (建具の一方が木製又はプラスチック製)	1.91以下
窓、引き戸または框ドア	ア	一重 (木製またはプラスチック製)	2.08以下
	イ	一重 (木またはプラスチックと金属との複合材料)	
ドア	ア	木製 (扉が断熱積層構造)	
	イ	金属製遮熱断熱構造枠と断熱フラッシュ構造扉 (断熱材充填フラッシュ構造で辺縁部を熱遮断構造としたもの) で構成されるもの	

※建具・ガラスの組合せによる開口部の熱貫流率基準 (H11基準) : 2.33W/m²・K以下

(参考) 基準に適合する建具とガラスの組合せの例

建具の仕様		ガラスの仕様	代表例
構造	材質		
一重サッシ	木製又はプラスチック製	Low-E複層ガラス (ガス入り中空層12mm)	樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (ガス入り中空層12mm)
		Low-E複層ガラス (空気層12mm)	樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (空気層12mm)
		三層複層ガラス (空気層12mm×2)	樹脂サッシ・3層ガラス (空気層12mm×2)
	木又はプラスチックと金属との複合材料製	Low-E複層ガラス (空気層12mm)	アルミ樹脂複合サッシ・Low-E複層ガラス (空気層12mm)
		三層複層ガラス (空気層12mm×2)	アルミ樹脂複合サッシ・3層ガラス (空気層12mm×2)
二重サッシ	建具の一方が木製又はプラスチック製	単板ガラス + Low-E複層ガラス (空気層6mm)	既存単板アルミサッシ + 新規樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (空気層6mm)
		単板ガラス + 複層ガラス (空気層12mm)	既存単板アルミサッシ + 新規樹脂サッシ・複層ガラス (空気層12mm)
	問わない	単板ガラス + Low-E複層ガラス (空気層12mm)	既存単板アルミサッシ + 新規樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (空気層6mm)
		単板ガラス + 単板ガラス	既存単板アルミサッシ + 既存単板樹脂サッシ・新規単板樹脂サッシ
ドア	木製 (扉が断熱積層構造)	Low-E複層ガラス (空気層12mm)	木製断熱ドア・ガラスなし
	金属製断熱構造枠と断熱フラッシュ構造扉	Low-E複層ガラス (空気層12mm)	金属製断熱ドア・Low-E複層ガラス (空気層12mm)

※窓やドアの断熱性能は各メーカーのカタログ等で御確認ください。

別表4 高断熱浴槽及び節水型トイレの性能基準

省エネタイプの設備	性能基準
高断熱浴槽	・ JIS A5532に規定する保温性能において「高断熱浴槽」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有すること (浴槽の蓋を含む)
節水型トイレ	・ JIS A5207に規定する洗浄性能において「節水Ⅱ型大便器」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有すること (大・小ともに6.5リットル以下)

旭川市住宅改修補助制度 Q & A

制度の利用に関すること

Q1	工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1	補助金の交付決定前に工事契約を結んだり,工事着手した場合は対象外です。
Q2	過去に同制度による補助を受けていますが,再度申請できますか。
A2	同じ補助制度による補助金の交付は,同一の住宅について1回限りです。 また,本制度による補助金の交付を受けた方は,転居したとしても申請できません。
Q3	誰でも申請できますか。
A3	改修する住宅にお住まいになり,改修工事の契約をされる方が申請者となります。
Q4	「介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給制度」や「日常生活用具給付事業」とも併用はできますか。
A4	申請する住宅に要介護等認定者等が居住し,介護保険制度等の支給対象工事となる場合は本制度と併用できません。
Q5	他の補助制度や支給事業と併用できますか。
A5	同年度に,旭川市で実施している住宅改修補助制度・やさしさ住宅補助制度・住宅雪対策補助制度は併用できません。その他の旭川市の補助制度等については,対象となる工事を明確に区別できる場合は併用できることがありますので,事前に御相談ください。 国や北海道の補助制度等を利用する場合も同様です。
Q6	リフォームの減税制度(所得税や固定資産税の減税)と併用できますか。
A6	併用できます。所得税の減税についてはお住まいの地区を管轄する税務署,固定資産税の減税については旭川市資産税課にお問い合わせください。
Q7	指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。
A7	施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q8	工事請負契約を結ばないで,DIYやホームセンターでの購入等は対象になりますか。
A8	書面による工事請負契約を結ぶものが補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約,レンタル契約等による施工は対象外です。
Q9	省エネルギー化工事の対象工事と性能維持・向上工事の両方に申請できますか。
A9	省エネルギー化工事か性能維持・向上工事のどちらか一方をお選びください。 窓改修など,省エネルギー化工事の対象は性能維持・向上工事の対象になりません。 ただし,性能維持・向上工事の附帯工事として行う断熱改修工事(補助対象工事基準に適合するもの)は,性能維持・向上工事の補助対象とすることができます。
Q10	10月に消費税が増税されますが,補助金での取り扱いはどうなりますか。
A10	契約や引渡しのスケジュールによる消費税率で補助金の申請及び見積書の提出を行ってください。

対象となる住宅に関すること

Q11 別居している子が親の住んでいる住宅(親所有)を工事する場合は対象になりますか。
A11 工事をする住宅に住んでいない方が工事請負契約を行う場合は対象になりません。
Q12 店舗部分をリフォームして居住スペースにする場合は対象になりますか。
A12 居住スペースにする工事は対象となります。
Q13 建物の一部が店舗や事務所の併用住宅は対象になりますか。
A13 省エネルギー化工事や内部の改修工事は住宅の用途に供する部分のみが対象となります。 屋根・外壁の工事は、非住宅部分の延べ面積の合計が建物全体の 1/2 以下かつ 50 ㎡以下の建物に限り対象となります。この場合、全体を住宅として補助対象としますが、専ら住宅以外の用途と認められる看板や装飾などに類するものは対象外となります。
Q14 分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。
A14 分譲マンション専有部分で工事を行う場合は必ず管理組合(理事長)の承諾を得てください。 また、他の居住者等の同意については、管理規約等を御確認ください。
Q15 二世帯住宅は2戸として扱われますか。
A15 1棟の建物が構造上区分されて独立し、それぞれ不動産登記をしている場合は、個別に1戸の住宅として申請することが可能です。ただし、屋根や外壁工事など工事による効果が建物全体に及ぶような場合には二世帯を1戸の住宅であると判断し、世帯ごとに申請することはできません。
Q16 複数の施工業者に分けて発注する場合は対象になりますか。
A16 施工業者が複数の場合は、それぞれの見積書を全て添付してまとめて申請してください。
Q17 車庫や物置は対象になりますか。
A17 住宅と別棟の車庫等は対象外です。 住宅と一体化していないバルコニー等も対象外です。
Q18 共同住宅の外壁や屋根、共同の廊下等は対象になりますか。
A18 共用部分は対象になりません。

申請時の提出書類に関すること

Q19 見積書は補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。
A19 補助対象と補助対象外は、数量・金額を明確に分けてください。 仮設工事など数量が区分できない一式計上の項目は、全体工事費を対象工事費と対象外工事費で金額案分をしてください。
Q20 郵送による申込みはできますか。
A20 申請時に提出書類の内容を確認するため、郵送での申込みは受け付けていません。
Q21 申請などの手続きは申請者本人がいかなければならないですか。
A21 他の方が代行しても支障ありませんが、必ず申請者本人が内容を確認した上で提出してください。
Q22 第1期で落選した場合、第1期で提出した申請書などを第2期の申請で利用できますか。
A22 申請書や見積書の使い回しはできませんので、新たに提出してください。アンケートは不要です。

対象となる工事に関すること

Q23 トイレやお風呂を増設する場合は対象になりますか。

A23 新たに増設する場合は対象外です。

Q24 既存のトイレやお風呂を改修する場合は対象になりますか。

A24 対象になります。ただし、改修後の性能が補助対象工事基準に適合しない場合や既存の性能より向上しない場合は対象外です。

Q24 既存の断熱材を残して、新たに断熱材を加える場合は対象になりますか。

A24 既存の断熱材の分類等が判別できる場合は、その熱抵抗値に加えて、今回の改修工事で付加する断熱材の熱抵抗値を合わせた値が基準に適合していれば対象とします。ただし、既存断熱材の熱抵抗値は、その断熱材の分類の最低値とします。

Q25 省エネルギー化工事で、既に旭川市が定める基準(熱貫流率 2.33W/㎡以下)に適合している窓の改修は対象になりますか。

A25 既に基準に適合している窓の改修については、現在より性能を良くする場合は対象になります。

住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住宅やリフォームに関する心配事や疑問などの相談を受けることができます。

住まいるダイヤル ☎0570-016-100
(受付：10:00～17:00 土日祝日年末年始を除く)

(ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話できます。PHS や一部の IP 電話などでつながらない場合は 03-3556-5147 を御利用ください。)

必ず書面で契約しましょう

出典：(一社)住宅リフォーム推進協議会
「もう一度、見直したいリフォーム事業の ABC」

小規模の工事では、とかく口頭での約束や見積書だけで契約したことになりますが、書面での契約をおろそかにすると、のちのちトラブルの原因となるおそれがあります。どんなに小さな工事でも、必ず書面で契約を交わしましょう。

●契約書には次のようなものがあります

契約図書として整備すべき書類と記載事項には、以下のようなものがあります。

書類名		概要・記載事項
契約書	請負契約書	工事名・請負金額・工期・発注者・請負者など
	請負契約約款	代金支払やトラブル発生時の取り決めなど
	見積書	工事内訳書・工事項目ごとの数量・単価・金額など
設計図書	図面	実施設計図（小規模な工事でも工事実施箇所や工事内容など最低限の情報を図解しておくことをお勧めします）
	工事仕様書	材料や工法等の取り決め
その他		契約に際しての打ち合わせ記録や設備機器のカatalogなど

●クーリング・オフについて

住宅リフォーム工事は、特定商取引法の定めるクーリング・オフの指定役務です。お客様のお宅に訪問して工事契約すると訪問販売にあたり、クーリング・オフの対象となり、お客様は書面を交付した日から起算して8日以内であれば文書をもって契約を解除することができます。

参 考

家の居心地、使い心地を長く保つためには、問題点を早く見つけて、適正な手当が必要です。仕上げなどの軽微な傷みでも、放置しておくと傷みが下地や構造体にまで進行し、大規模な工事が必要になってしまう場合や手遅れになってしまう場合も考えられます。

このため計画的な点検や修繕が必要になります。点検の目安は、壁紙の内装や設備、家の骨組み（構造躯体）などで周期が異なりますので、チェックするスケジュールを立てて、家を上手に長持ちさせましょう。



点検時期や更新・取替え「家の点検の目安」

点検部位			主な点検項目	点検時期の目安	取替の目安
屋 外 部 分	布基礎		割れ、蟻道、不動沈下、換気不良	5～6年ごと	—
	外壁	モルタル壁	汚れ、色あせ、色落ち、割れ、はがれ	2～3年ごと	15～20年位で全面補修を検討
		サイディング壁	汚れ、色あせ、色落ち、割れ、シーリングの劣化	3～4年ごと	15～20年位で全面補修を検討
		金属板、金属サイディング	汚れ、さび、変形、ゆるみ	2～3年ごと	15～20年位で全面補修を検討（3～5年ごとに塗替え）
	屋根	屋根用化粧スレート葺き	色あせ、色落ち、ずれ、割れ、さび	5～6年ごと	15～30年位で全面葺替えを検討
		金属板葺き	色あせ、色落ち、さび、浮き	2～3年ごと	10～15年位で全面葺替えを検討（3～5年ごとに塗替え）
		軒裏（軒裏天井）	腐朽、雨漏り、はがれ、たわみ	2～3年ごと	15～20年位で全面補修を検討
屋 内 部 分	土台、床組		腐朽、さび、蟻害、床の沈み、きしみ	4～5年ごと	土台以外は20～30年位で全面取替を検討
	柱、はり		腐朽、破損、蟻害、割れ、傾斜、変形	10～15年ごと	—
	壁（室内側）		割れ、雨漏り、目地破断、腐朽、蟻害、さび	10～15年ごと	—
	天井、小屋組		腐朽、さび、はがれ、たわみ、雨漏り、蟻害、割れ	10～15年ごと	—
	階段		沈み、腐朽、さび、蟻害、割れ	10～15年ごと	—
建 具	外部	玄関建具 アルミサッシ	隙間、開閉不良、腐食、付属金物異常	2～3年ごと（建付調整は随時）	15～30年位で取替えを検討
		窓枠、戸袋等の木部	さび、雨漏り、コーキング不良	2～3年ごと	建具取替えの際更新
	内部	木製建具	隙間、開閉不良、取付金具の異常	2～3年ごと（建付調整は随時）	10～20年位で取替えを検討
		ふすま、障子	隙間、開閉不良、破損、汚れ	1～3年ごとに貼替え	10～20年位で取替えを検討
設 備	給排水	給水管	水漏れ、赤水	1年ごと（水漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替えを検討
		水栓器具	水漏れ、パッキングの異常	1年ごと（3～5年でパッキング交換）	10～15年位で取替えを検討
		配水管、トラップ	水漏れ、詰まり、悪臭	1年ごと（水漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替えを検討
		台所シンク、洗面設備	水漏れ、割れ、腐食	1年ごと（水漏れは直ちに補修）	10～20年位で全面取替えを検討
		トイレ	便器・水栓タンクの水漏れ	1年ごと（水漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替えを検討
	浴室	タイル仕上げ	タイル等の割れ・汚れ	1年ごと	10～15年位で全面取替えを検討
		ユニットバス	ジョイント部の割れ・すき間、汚れ	1年ごと	10～15年位で全面取替えを検討
	ガス	ガス管	ガス漏れ、劣化、管の老化	1年ごと（ガス漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替えを検討
		給湯器	水漏れ、ガス漏れ、器具の異常	1年ごと（ガス漏れは直ちに補修）	10年位で取替えを検討
	その他	換気設備	作動不良	1年ごと	15～20年位で全面取替えを検討
		電気設備	作動不良、破損	1年ごと	15～20年位で全面取替えを検討

（注）「点検時期の目安」及び「取替の目安」は、建物の立地条件、建設費、使用状況及び日常の点検やお手入れの程度によって相当の差があります。本表に掲げている数字は、だいたいの目安を示したものです。

旭川市住宅改修補助金 申請の御案内

「旭川市住宅改修補助金」の申請に必要な書類が綴られています。
「旭川市住宅改修補助制度の御案内」（パンフレット）を御覧になった上で、次の必要書類を御用意ください。

《 申請時に提出する書類 》

チェック ☐	旭川市住宅改修補助金交付申請書〔様式第1号〕	【((①－例)参照)】
☐	施工業者が作成した改修見積書（原本） ※ 施工業者の押印があるもの。 ※ 見積有効期限が抽選日以降のもの。 ※ 値引きがある場合は消費税の算出前に引いてあること。	【((②－例)参照)】
☐	旭川市住宅改修補助制度申請者アンケート	

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※ 第2期への申請について（省エネルギー化工事）

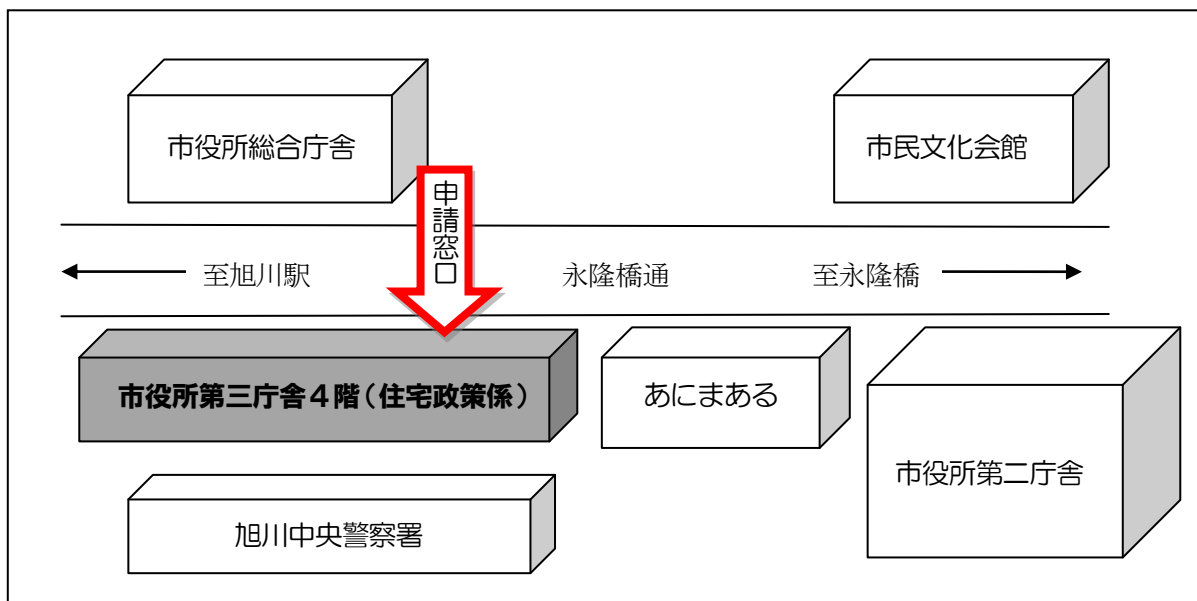
第1期の省エネルギー化工事の補助金に落選された方が、第2期にも申請される場合は、旭川市住宅改修補助金交付申請書と見積書を改めて提出していただく必要があります。（書類の使い回しはできません。）

なお、アンケートについては、提出する必要はございません。



補助金の対象となる部分を含む工事は、補助金の交付が決定した後でなければ工事請負契約及び工事着手はできませんので御注意ください。

《お問合せ・提出先》 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 住宅政策係 電話 25-9708



2019年度 旭川市住宅改修補助金交付申請書

(申請者及び同居者の個人情報照会承諾書)

捨印を押してください。

(申請書を提出する日) 年 月 日

鉛筆や消えるボールペンやスタンプ式の印鑑は
使用しないでください。

※太枠の中を記入してください。

〒 070 - 0036	フリガナ 旭川 太郎	年 齢
住 所 旭川市6条通9丁目46番地	氏 名 旭川 太郎 印	50 歳
電話(携帯)番号 0166 - 〇〇 - 〇〇〇〇	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用下さい。	
メールアドレス(任意) @		

旭川市住宅改修補助金交付条例第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当 旭川市住宅改修補助金交付係、私及び同居者の「住民票」、
「介護保険」関係部局及び他の官公署に照会を行うこと。

日中に連絡可能な電話(携帯)番号を記入してください。
メールでの連絡を希望される場合は、メールアドレスの
記入もお願いします。

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇		事業者名 株式会社 〇〇〇〇
住 所 旭川市〇条通〇丁目〇番地		
担当者・連絡先 (担当) 担当者氏名	(電話番号) 事務所TELもしくは担当の携帯TEL	
☐ A : 省エネルギー化工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください。		
窓・ドアの断熱改修	☐ 1 内窓の設置 (☐ 新設 ☐ 交換) ☐ 2 外窓の交換 ☐ 3 ガラスの交換 ☐ 4 玄関ドアの交換	
床、屋根又は天井、 外壁の断熱改修	☐ 5 床の断熱改修 ☐ 6 屋根の断熱改修 ☐ 7 外壁の断熱改修	
浴室・トイレの改良	☐ 8 浴室・トイレの断熱改修 ☐ 9 節水型トイレへの改修	
☐ B : 性能維持・向上工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください。		
屋根・外壁の改修	☒ 10 屋根 (☒ 塗装塗替 ☒ 張替等) ☐ 11 外壁 (☐ 塗装塗替 ☐ 張替等)	
内部の改修	☐ 12 床・壁・天井の改修 ☐ 13 内部建具改修 ☐ 15 他 ()	

どちらか一方をお選びください。

	区 分	金 額	※ 審 査 欄
補助申請額 ※税込み	住宅改修工事費(総工事費)	960.000 円	円
	①補助対象工事費(30万円以上) ※節水型トイレへの改修は10万円以上	885.000 円	円
	補助申請額(上限額10万円) ※A:省エネルギー化工事 ①×1/3 B:性能維持・向上工事 ①×1/10	88.000 円 ※千円未満切捨	円

※ 備 考 欄

受付番号

補助申請額は、

A 省エネルギー化工事は補助対象工事費の1/3(千円未満切捨)で、上限額10万円です。

B 性能維持向上工事は補助対象工事費の1/10(千円未満切捨)で、上限額10万円です。

補助対象工事費の算定が複雑で難しい場合は記入前に御相談ください。

※裏面の記入もあります。

目安で構いませんので抽選日以降の日付を記入してください。

工事予定期間	(抽選日以降の日付) 2019年 8月22日 ~ 2019年 8月31日				
工事を行う住宅	所在地	現在、工事を行う住宅に住んでいますか。 ☒ はい			
	建築年数	築 15 年	建て方	☒ 一戸建 ☐ 長屋建 ☐ 共同住宅 ☐ 併用住宅※	
	居住年数	15 年	過去に行ったリフォームの回数	1 回	
制度利用状況	過去に「旭川市住宅改修補助制度」を利用したことがありますか。 ☒ ない				
	今年度に「旭川市やさしさ住宅補助制度」または「旭川市住宅雪対策補助制度」を利用しますか。 ☒ しない				
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 ☒ しない ☐ する				
	(助成制度等の名称)				
申請者の世帯状況	世帯人員	(工事内容) 「する」場合は、工事が重複していないことを明確にする必要があります。申請前に御相談ください。			
	種別 (該当者がいる場合)				
		☒ 要介護(要支援)認定者 氏名 旭橋 花子			
		☐ 身体障害者(肢体障害または体幹機能障害3級以上) ☐ 要介護等認定者の方や身体障がい者の方がいるなどの場合は、該当する方のお名前を記入してください。 氏名 _____			

※「併用住宅」とは、居住する部分と事務所や店舗等として業務に使用する部分を併せ持つ住宅のことを指します。

【建物・土地所有状況】

工事を行う建物及び土地は、申請者が所有していますか。 ☐ 所有している ☒ 所有していない

土地・建物工事承諾書

私(ども)は、申請者が私(ども)名義の土地・建物について、「旭川市住宅改修補助金交付申請書」のとおり工事を行うことを承諾します。

申請する土地建物の所有者が申請者と異なる場合や分譲マンションの場合などには、この承諾書に記名・押印が必要です。

(土地・建物所有者・管理組合等)

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____

申請者が所有している場合は記入不要です。

(注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、又は同条同項第2号に規定する暴力団員に該当する場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請書等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや、補助金の返還を命ずることがあります。

②一例

(工事見積書 記載例)

作成日 年 月 日

住宅リフォーム工事
御 見 積 書

施工業者の押印があるものを提出してください。

住所 (申請者住所)

氏名 (申請者名) 様

有効期限は、
抽選日以降としてください。
また、申請書記載の工期と
合わせてください。

見積書有効期限：〇〇年〇月〇日

請負者名

代表者

住所

印

工事項目	摘要	数量	単価	金額	補助申請部分		
						単価	金額
1.外部塗装工事	〇〇〇		材料がある場合など、数量「1式」は原則認められません。基			□□□	*****
仮設足場	〇〇〇	300.00 m ²	□□□	*****	300.00 m ²	□□□	*****
養生費	〇〇〇	1 式	□□□	*****	1 式	□□□	*****
外壁コーキング打ち直し	〇〇〇	150.00 m ²	□□□	*****	150.00 m ²	□□□	*****
外壁 高圧水洗浄	〇〇〇	220.00 m ²	□□□	*****	220.00 m ²	□□□	*****
下塗	〇〇〇	220.00 m ²	□□□	*****	220.00 m ²	□□□	*****
上塗	〇〇〇	220.00 m ²	□□□	*****	220.00 m ²	□□□	*****
軒天塗装	〇〇〇	64.00 m ²	□□□	*****	64.00 m ²	□□□	*****
●	〇〇〇			●			●
●	〇〇〇			●			●
●	〇〇〇			●	補助対象外工事を除く		
2.設備機器取替工事							
給湯器取替	〇〇〇	1 式	□□□	*****			0
小計		1,517,320			1,271,320		
諸経費		200			75,576		
合計		1,520			1,346,896		
値引き		△7,520			△6,301		
再計		1,600,000			1,340,595		
消費税		128,000			247		
合計		1,728,000			1,447,842		

補助対象外工事を除く

値引きがある場合は、
消費税を算出する前に計上してください。

申請書の
【住宅改修工事費(総工事費)】
に記入する金額

申請書の【①補助対象工事費】
に記入する金額

消費税は工期や引渡しの時期による
税率で計算してください。

出し直していただく場合がありますので、御注意ください。

(数量が一式である、申請部分が不明確である、など)

②一式計上(諸経費、値引き等)の補助申請額は原則、全体工事費との金額案分としてください。

※補助交付額の算定は、全体工事費との金額案分で行います。

2019年度 旭川市住宅改修補助金交付申請書

(申請者及び同居者の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 年 月 日

(宛先)旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者（工事の契約者）		
〒	フリガナ	年 齢
住 所	氏 名 印	歳
電話(携帯)番号	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用下さい。	
メールアドレス(任意)	@	

旭川市住宅改修補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のために、他の助成制度の利用状況や、私及び同居者の「住民票」、
「介護保険」、「障がい者」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

今回の工事を行う建築関連事業者（施工業者）			
〒			
住 所		事業者名	
担当者・連絡先（担当）		（電話番号）	
☐ A：省エネルギー化工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください。			
窓・ドアの断熱改修	☐ 1 内窓の設置（ ☐ 新設 ☐ 交換）	☐ 2 外窓の交換	
	☐ 3 ガラスの交換	☐ 4 玄関ドアの交換	
床、屋根又は天井、 外壁の断熱改修	☐ 5 床の断熱改修	☐ 6 屋根又は天井の断熱改修	☐ 7 外壁の断熱改修
浴室・トイレの改良	☐ 8 高断熱浴槽を備えた浴室への改修	☐ 9 節水型トイレへの改修	
☐ B：性能維持・向上工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください。			
屋根・外壁の改修	☐ 10 屋根（ ☐ 塗装塗替 ☐ 張替等）	☐ 11 外壁（ ☐ 塗装塗替 ☐ 張替等）	
内部の改修	☐ 12 床・壁・天井の改修	☐ 13 内部建具改修	
	☐ 15 他（ ）		
補助申請額 ※税込み	区 分	金 額	※ 審 査 欄
	住宅改修工事費(総工事費)	円	円
	①補助対象工事費(30万円以上) ※節水型トイレへの改修は10万円以上	円	円
	補助申請額(上限額10万円) ※A:省エネルギー化工事 ①×1/3 B:性能維持・向上工事 ①×1/10	円	円
※ 備 考 欄			受付番号

※裏面の記入もあります。

どちらか一方をお選びください。

工事予定期間	(抽選日以降の日付) 年 月 日 ～ 年 月 日				
工事を行う住宅	所在地	現在, 工事を行う住宅に住んでいますか。 ☐ はい			
	建築年数	築 年	建て方	☐ 一戸建 ☐ 長屋建 ☐ 共同住宅 ☐ 併用住宅※	
	居住年数	年	過去に行った リフォームの回数	回	
制度利用状況	過去に「旭川市住宅改修補助制度」を利用したことがありますか。 ☐ ない				
	今年度に「旭川市やさしさ住宅補助制度」または「旭川市住宅雪対策補助制度」を利用しますか。 ☐ しない				
	国, 北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 ☐ しない ☐ する				
	(助成制度等の名称) (工事内容)				
申請者の 世帯状況	世帯人員	人			
	種 別 (該当者がいる場合)	☐ 要介護(要支援)認定者 氏名			
		☐ 身体障がい者(下肢また体幹機能障害3級以上) 氏名			
		☐ 難病患者 氏名			

※「併用住宅」とは, 居住する部分と事務所や店舗等として業務に使用する部分を併せ持つ住宅のことを指します。

【建物・土地所有状況】

工事を行う建物及び土地は, 申請者が所有していますか。 ☐ 所有している ☐ 所有していない	
土 地 ・ 建 物 工 事 承 諾 書	
私(ども)は, 申請者が私(ども)名義の 土地・建物 について, 「旭川市住宅改修補助金交付申請書」のとおり工事を行うことを承諾します。	
年 月 日 (土地・建物所有者・管理組合等)	
※本人による署名,捺印をお願いします。 (分譲マンションの場合は, 管理組合等 による署名,捺印をお願いします。)	住 所 _____ 氏 名 _____ 印 _____ 電話番号 _____

- (注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団, 又は同条同項第2号に規定する暴力団員に該当する場合は, 補助金の交付は受けられません。
- (注2) 申請書等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は, 補助金の交付決定を取り消すことや, 補助金の返還を命ずることがあります。

2019年度 旭川市住宅改修補助制度申請者アンケート

このアンケートは、「旭川市住宅改修補助制度」を申請する方をお願いしています。

調査結果は、制度の事業効果や今後の住宅施策のための基礎資料とすることを目的とし、統計的に処理するため、回答された方の不利益になることはありません。

※該当する番号を○で囲んでお答えください

1 この補助制度を何で知りましたか？（複数選択可）

- ① 市民こうほう「あさひばし」
② 市役所の窓口やホームページ
③ 新聞記事
④ 工事業者からの情報
⑤ 親戚・知人からの情報
⑥ その他（ ）

2 この補助制度は、工事を行うきっかけとなりましたか？

- ① 補助制度がなかったら工事を行わなかった ② 補助制度がなくても工事を行う予定だった

【②と回答された方のみ】 制度があったことで、工事内容や金額を増やしましたか？

- ② 増やした ⇒ (内容) : (金額) : 田くらい

3 世帯の所得（年収の合計）はおおむねどのくらいですか？

- ① 200万円未満 ② 200万円～400万円未満 ③ 400万円～600万円未満
④ 600万円～800万円未満 ⑤ 800万円～1千万円未満 ⑥ 1千万円以上

4 今回の工事費用はどのように調達しましたか？

- ① 全額自己資金
- ② 民間金融機関から借りた(借りる予定) ⇒ (① 全額 ・ ② 一部)
- ③ 親族から借りた(借りる予定) ⇒ (① 全額 ・ ② 一部)
- ④ その他 ()

5 工事業者の情報はどのようにして入手しましたか？（複数選択可）

- ① インターネット ② チラシや広告誌 ③ 親戚・知人から聞いた
④ 工事業者の営業 ⑤新聞 ⑥ セミナー・講習会
⑦ 特に情報収集していない ⑧過去に工事を依頼した業者 ⑨ その他（ ）

6 今回の工事のために何社から見積書を取りましたか？

- ① 1社 ② 2社 ③ 3社 ④ 4社以上

7 外壁や屋根などの住宅の主要な部分の点検やリフォームを計画的に行っていますか？

- ① 点検のみ行っている ② 点検はしていないがリフォームを行っている
③ 点検もリフォームも行っている ④ 点検もリフォームも行っていない ⑤ わからない

【④と回答された方のみ】計画的に行っていない理由は何ですか？

理由【 】

8 受付回数はどうでしたか？

- ① 2回がよい ② 1回がよい
③ その他 ()